

## 2号会員規程

2020年6月3日 制定

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

一般社団法人マンション計画修繕施工協会(以下「本会」という。)は、定款第7条の定めに基づき、2号会員に関する規程を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人マンション計画修繕施工協会(以下「本会」という)の定款第7条に規定する2号会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(協会提供事業)

第2条 2号会員の協会事業に関する権利及び協会から提供される事業は下表による。

項目	可否
総会への出席	否
総会の議決権	否
総会懇親会への出席	否
特定技能外国人労働者受け入れ事業	可
各種講習会の案内・参加	否
協会書籍の会員価格での購入	可
各種情報発信	関連情報のみ可

附則 この規程は2020年6月3日より施行する